

公 告

静岡市行政手続条例（平成 15 年静岡市条例第 8 号）第 37 条第 1 項の規定による手続を実施して規則等を定めたので、同条例第 41 条第 1 項の規定により同項各号に掲げる事項を公示するため、次のとおり公告する。

平成 29 年 3 月 15 日

静岡市長 田 辺 信 宏



- 1 規則等の題名
静岡市中勘助文学記念館の管理に関する規則
- 2 規則等の内容
別紙のとおり
- 3 規則等の案の公告年月日
平成 29 年 1 月 16 日
- 4 規則等の公布等年月日
平成 29 年 3 月 10 日
- 5 提出された意見、その考慮の結果及び理由

	提出された意見	考慮の結果	理由
1	私が勤務する静岡市文化振興財団の定款に「目的及び事業」が規定されている様に当館の管理に関する規程を制定するなら、当館固有の「目的」を明確化して記載した方が良いのではないのでしょうか。当館の維持・管理そして発展の為に、本来の目的（存在意義）をしっかりと考察し、	原案の変更なし。	中勘助文学記念館は、体育館や美術館といった住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設といいます。）ではなく、中勘助氏の顕彰の記念碑として、また、作品や資料の保管場所として静岡市が保有している公有財産であります。 今回の規則の制定については、市が保有する財産の活用と中勘助氏の業績や魅力の発信のため、管理上のルールを定め、

	<p>明確化（文章化）すれば、今後の諸施策を考える上での拠り所になると思います。</p>		<p>資料等を保有するだけでなく見ていただくことが趣旨となります。このことから、公の施設のような受益者に負担をしていただく施設でないため、入館料や使用料については規定せず、また、管理についての規定のみを制定させていただくものとなっております。</p>
2	<p>どういう位置づけの施設かが明確でない中で管理面だけ定めても運用していくのは難しいのではないかと思います。盛り込めないでしょうか。</p>	<p>原案の変更なし。</p>	
3	<p>入館料や和室の使用料の記載がありません。無料でも記載があってもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>原案の変更なし。</p>	
4	<p>祝日に関する法律では国民の祝日が日曜の場合は翌日が休日になると明記されていますが、この規則について、休日の場合はどうなるのかわかりづらいです。</p>	<p>参考意見とします。</p>	<p>定義を明確にするため、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に統一します。</p>
5	<p>公序良俗と同じ意味かもしれませんが、現在の表現ですと、伝わりづらいです。秩序だけ、風俗だけを切り取って理解されてしまっても困るので、加えてもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>参考意見とします。</p>	<p>誤解の生じないよう秩序と風俗についての範囲を明確にします。</p>